

参议院建设委员会会议录第二十五号

昭和三十三年四月十六日(火曜日)午前
十時三十九分開会

委員の異動

四月十二日委員大河原一次君辞任につき、その補欠として中村正雄君を議長において指名した。
本日委員中村正雄君及び西田信一君辞任につき、その補欠として大河原一次君及び石坂豊一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 中山 福藏君
- 理事 石井 桂君
- 岩沢 忠恭君
- 田中 一君
- 委員 稲浦 鹿藏君
- 石坂 豊一君
- 小山邦太郎君
- 齋藤 昇君
- 中野 文門君
- 内村 清次君
- 北 勝太郎君
- 村上 義一君

説明員
建設省住宅局長 小宮 賢一君
建築指導課長

本日の会議に付した案件
○高速自動車国道法案(内閣提出、衆議院送付)
○道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(中山福藏君) ただいまから委員会を開会いたします。
委員変更の件を御報告申し上げます。四月十二日大河原一次君が辞任され、補欠として中村正雄君が指名され、また本日中村正雄君が辞任され、補欠として大河原一次君が指名せられました。

○委員長(中山福藏君) つきましては、高速自動車国道法案、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題に供します。
まず高速自動車国道法案の質疑を行います。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中山福藏君) 御異議ないと存じます。それでは第一章について御質疑のおありの方は御発言を願います。
○田中一君 きょうは建設大臣はどうしました。

○委員長(中山福藏君) 本日旅行中で、金曜日には帰ってくるということでございます。

○田中一君 政務次官に伺いますが、この本法案の付則第八項に国土開発縦貫自動車道建設法の改正を企図されておられますが、これは先月二十六日に撤回したのでありますけれども、この高速自動車道の予定路線の策定というものは建設大臣、運輸大臣がやる、縦貫自動車道の方は御承知のように総理大臣がやるということになっておるのであります。国土開発縦貫自動車道と高速自動車国道とは同一のものであるという答弁は先般道路局長から伺いました。従ってわれわれは高速自動車国道というものは、縦貫自動車道が幹線となつて持たれるものであらうと考えております。そういう場合には、総理大臣がその予定路線の決定をするわけですが、その間の高速自動車国道法との関連は、予定路線の決定に関する関連性はどういう場合に調整をしていくかという考えを持っておるか、伺いたい。

○政府委員(小澤久太郎君) 国土縦貫自動車道とそれから高速自動車国道との関係でございますが、ただいま田中委員が言われましたが、国土開発縦貫自動車道が幹線であることは、われわれもそう考えております。それから関連性の問題でございますけれども、これはやはり全国を一つのものと見まして、先ほど申し上げました国土開発縦貫自動車道を幹線といたしまして、そ

のほか主要な経済準備を進めまして、ほんとうの日本の大事な自動車国道を作るといふような意味合いから、両方とも一緒に考えて国道網を結成したい、そういうふうな考えをしております。

○田中一君 どうもはつきり聞きとれなかつたので、もう一べん質問するわけなのですが、衆議院の委員会においては瀬戸山委員、また二階堂委員等の質問に答えて、建設大臣は、将来国土開発縦貫自動車道の予定路線の決定というものは、運輸大臣と建設大臣が主務として担当するというふうな法律を直そうというふうな考え方を表明しているように聞いております。従って、もし政務次官から同じような答弁があるならば、その間には何ら調整する必要もないという結論になるわけなのですけれども、そういうふうな考え方を持っておるのですか。

○政府委員(小澤久太郎君) 大臣がこの前衆議院におきまして、国土縦貫自動車道の方も将来運輸大臣あるいは建設大臣が予定路線を決定するというふうな申し上げたところでございますが、役所としてはそういうふうな考えをこの次第でございます。

○田中一君 もしもそのような考えを今持っているならば、少くともこの法律案に織り込んだ付則第八項というものは抹殺されておられますけれども、その精神は生きておることになりませんか、委員長にお願いたします。総理大臣もここに呼び願いたい

と思う。

○委員長(中山福藏君) それじゃ田中君にお願いたしますが、総理大臣に対してはただいま交渉中でありまして、残余の、その余の質疑を一つお願いたします。

○田中一君 結局総理の腹を伺わなければその点はわからぬわけです。少くとも閣議において高速自動車国道法でこの国土開発縦貫自動車道建設法の八項の点を削除するという考えがあつたならば、現在持っておるならば、衆議院における建設大臣のそういう発言はありやうがないと思つております。それは当然法律案の提案権はむしろ政府が持つておるのでございますから、次国会においてその意思表示をなすべきものであつて、ごらんのようにこの二つの同じ目的を持つこの法律案の審議に当つては、相当衆参両院とも委員会の審議に難渋を来すことは事実でございます。それをよりやくここに軌道に乗せたというにかかわらず、まだ付則第八項に盛つてあるところの精神は、高速自動車国道法という法律案の審議の過程においても、なおかつそのような発言をするということになりまして、これは単なる与党の委員と建設大臣との質疑としては看過できない問題だろ

うと思つております。多数を持つておるか一応引つ込めたけれども、次にはどうするのだというのと同じような、どうかつ的な意思から出るものであると、われわれ少数党の社会党はそういう感じを受けるわけなのですけれど

- 政府委員
- 建設政務次官 小澤久太郎君
 - 建設省道路局長 宮極 凱一君
 - 建設省住宅局長 鬼丸 勝之君
 - 長事務取扱 勝之君
 - 事務局 常任委員 武井 篤君
 - 会専門員 篤君

も、こういう点については今總理大臣が見えたら總理大臣の意図も十分聞きたいと思えますから、もしできるならば、政務次官は間違つた答弁をなさらないように、さっそく總理大臣のところへ行つてよく答弁を打ち合せてもらひたい。そう老練心ながら申し上げる次第なんです。今のような形でこの法律案を押し通すということになりますと、今のような考えを持っていないから、ここにきてこの法律案の成立がやはり困難を来たすのではないかと、う気持ちを持つものだから、やはり慎重に答弁していただきたいと思つて、これは建設大臣が旅行中で、おらぬので、政務次官の発言は、いやないから、政務次官には追及をいたしませんけれども、總理大臣が見えたとときに、總理大臣との打ち合せはよく十分にしてきていただかぬと、いたずらな紛争を続けるのじゃないかと思つて、さう申上げておきます。

○委員長(中山福藏君) ちよつと田中君にお伺いいたしますが、さういしますと、よく打ち合せてからというお言葉があれば、本日總理大臣がお見えになつて、果して的確なあなたの御満足のいくような答弁が、打ち合せ前にあり得るかどうかということは一応疑問のようにも考えますが、やはり当日呼ぶお考えですか。ちよつとお伺いしてみたいと思つておきます。

○田中一君 この提案された高速自動車国道法の中の付則第八項というものが、これは削除して修正をして提案されているものを、責任ある大臣の発言としては、この意思はまだ捨てないのだという意思の表現ということではあり得ないのです。従つて、せめて

もこの法律案の審議中は、これは削除して現在のところをさういふことは意図がございませんとするが当然なんです。何がために削除したか、しないという意思をかためて削除したはずなんです。従つてこの法律案の審議中は少くともまだいまのところさういふ意思はございませぬ、八項に盛り込まれたような改正の意思はございませぬという答弁が正しいのじゃないかと思つて、これは情勢の変化によつて変えるかもわかりませぬという発言はあり得ると思つて、少くともこの法律案の審議中においてさういふ発言をなすことは、われわれはすなおに受け入れることができないと考へるのです。従つて總理から、これに対する閣議決定なり、この削除の決定の状況なり、總理大臣の意思というものを、むしろこの縦貫自動車道というものは總理大臣が決定するのですから、總理大臣が当然知つておるはずですから、總理大臣が変える意思があるならば別の問題ですが、この法律案審議中において、衆議院におけるような発言があつたとするならば、これは重大な問題だと思つて、従つて委員長の御質問ですが、その意図が明らかにならぬとこの審議は継続できないのじゃないか、さういふ見方を私は申し上げたようなわけなんです。

○岩沢忠恭君 ただいま田中委員の発言によつて、衆議院における建設大臣の発言云々のあれですが、これは一つ衆議院の速記録を取り寄せて、どういふようなことをはつきり言つたのか、これを調べてみたいと、ただ田中君がどういふ聞き違いがあるかもしれ

ない、またその通りかもしれませぬから、それには念には念を入れて、重大問題ですから、一つお取り調べ願ひたいと思つておきます。

○委員長(中山福藏君) ただいま岩沢委員から御申し入れの件は、委員長において一応取り調べるということにはいたしません。が、それにつきまして何か田中君、御意見がありますか。

○田中一君 どうぞさうしていただきたい。さうして私もはつきりさういふおつたわけではございませぬけれども、今、政務次官もそれを肯定なすつたわけですから、その問題ははつきりしたいと思つて、さうさう一つお調べ願ひたい。

○委員長(中山福藏君) 承知いたしました。ちよつと速記をとめて。

○委員長(中山福藏君) それじゃ速記をつけて下さい。

ただいま總理大臣の方から、田中委員の要求に対して返答が参りましたから御報告申し上げます。

總理大臣は、午前中はメソジス、オーストラリア首相が会見に来られる。午後はイラン文化協定に調印されるのであります。三時からは本会議にメソジス首相が来院されるということになつておるようであります。この間に参議院の外務委員会から要求があるけれども出席できないというような状態にあるのであります。従つて本日の出席というものはできないと、さういふ御返答でありますから、御報告申し上げます。

つきましては、ただいまの部分を除いたほかの点について御質疑を継続できませんか。

○政府委員(小澤久太郎君) 先ほど衆議院において建設大臣の発言が問題になつておるわけでございしますが、これはまあ私のそんなところによりますと、この第八項で修正するということも削除したわけではございしますが、いろいろやつておる分につきましては、調査費の問題、いろいろの問題でうまくいかなかつたような場合には修正したいと、さういふような意味じゃないかと私はそんなくするわけでござい

○田中一君 高速自動車国道の路線の決定というものと、国土開発縦貫自動車道の何の決定というものが、決定する責任者が違ふんです、御承知のようには、ですからそのところはさういふ場合に円滑に調整をとつてやるんだという答弁があるならば、それでも私は認めていいと思つておる。たださういふ表現でちよつとも変りないと思つておる。今のようにつけ第八項というものは削除は本意だというような発言になりますと、これはちよつとそのままじゃ困るのであつて、だからもう少し表現を変えてくれればいいと思つておる。この法律案が通つたあとでもつて政府の意思をどう変えても一向差しかえないと思つておる。しかし今の場合、建設大臣おらないんだから何とも言えませぬけれども、まあ一つ斎藤さん、記録がついてますから、何かそれを打開するようなことを、与党の責任で一つ進行するようにして下さい。もし政務次官並びに道路局長がいけないなら。

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件を御報告申し上げます。

ただいま西田信一君が辞任され、補欠として石坂豊一君が選任せられました。

○委員長(中山福藏君) ただいま田中君の御発言に対して政務次官から何か御発言ありませんか。

○政府委員(小澤久太郎君) ただいまも申し上げました通り、政府の意思をそんなくいたしまして、将来調査費等の関係につきまして不都合が生ずるようなことがあつたならば、将来変更するようなことを考へていいのではないかとさういふことを発言したんじゃないかというふうには、私はそんなくするわけでござい

○田中一君 国土開発縦貫自動車道法と高速自動車国道法とは不可分のものであつて、当然これは事業の進行とともにこの範囲内に入るわけなんですけれども、ただ計画路線の決定などというものが、やっぱり二つになつておるということに対する調整の方法をどうするかということだけを伺つておるんですから、その点について間違ひのないように運営するんだということだけ、私は満足してもいいと思つて、当面、しかしそれを現在われわれの方に提案されている——一つは提案された、一つは提案されているこの問題について、これでは困るのである、こつちの方を考へ直すんだというならば、即刻またお出し願ひたいと思つて、さういふ意思があるならば、そのところはさういふ腹と口とが違ふということになる、これはわれわれもともに審議をしていける当委員会としては見のがすことはできないと思つて、従つて南條建設大臣が参議院において国土開発縦

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件

○委員長(中山福藏君) 委員変更の件

質自動車道法の審議の中で、十分にその点に対する発言をなすっておりすが、その発言を引用して衆議院におけるところの今の本意などという発言は……という意味でどうだというように説明を、もし政務次官ができれば、与党のだからが発言して説明すればいいんだ、質問する形だ。

○齋藤昇君 付則第八項削除の問題については、かねて縦貫道路法審議の際に、建設大臣が説明をしておられた通り、今日縦貫自動車道法案は議員の提案であり、それが審議中に政府が修正案を出すということは、いかにも道はずれたような感があるし、また今日この段階では縦貫自動車道法案の路線の決定の調査もまだこれから緒にしようとするときである、従って今日の段階では、運輸省その他と調整をはかって調査を進めるといふことは事実上できるに思ふ、またそういうふうな努力をしてみたい、しかしいよいよ実施の段階になってみて、どうしても工合が悪いという場合には、また修正をお願いすることがあるかもしれない、しかしできるだけ事実上の運用でやるだけのことをやってみたい、こういうような御説明だと私も聞き、それを了解しておいたのです。従って今後一切こういう修正は考えないというにはもちろん聞いておられませんけれども、必ず修正をするんだということを条件にしないで、私どもは賛成をしたというわけでもない、それは今後の運営に待って、そして修正が必要であるかどうかというのを決定しよう、こういう御答弁だったと私もは考えておりましたが、その点は衆議院において建設大臣が答弁をせられ

ました不本意であると言われた事柄は、参議院の国土縦貫自動車道法案審議の際に説明されたのを私たちが聞き、私どもがそれを信じて賛成をした、それと、その後において内容が変ったかどうか、その点を一つはつきりと質問して下さい。

○政府委員(小澤久太郎君) この問題につきましては、付則で変えるというのを削除いたしましたのは、参議院におきまして国土縦貫自動車道法というものはまだ審議中でございますので、この自動車道法で変えるということとは不穏当であるというように撤回したのでございまして、ただいま齋藤委員が言われましたように、調査等の問題についてはいろいろ問題はございまして、ございまして、これを善処いたしまして、そしてやっていく。そして、将来もしも不都合な点があるならば、これを修正を考慮するといふようなことを大臣は申し上げたと私はそんなことをやっております、将来必ず修正するといふようなことを申し上げたのではないと思ひます。ただ問題としては、このままでどうしてもできないような場合がありまして、将来は考慮しなければならぬといふふうに大臣は申し上げたといふふうに私はそんなことをございまして。

○齋藤昇君 それではただいまの大臣のお考えは、将来どうしても先般通過をいたしました国土縦貫自動車道法そのままであった場合に、運営に非常に困難を来した場合には、運営に非常な困難を来した意味で今後修正を一切お願いしないんだというふうな意味ではないと了解してよろしいでしょうか。

○政府委員(小澤久太郎君) ただいま

齋藤委員が言われましたように、今後は修正しないんだということでもございませぬし、将来もしも運営上支障が来たような場合には、またお願いするといふような意味だと私は解釈しております。

○田中一君 まあ建設大臣もおられぬから、齋藤委員の質問と政府の答弁との間に、一応参議院においてかつて審議中の答弁がもとになってあのような発言をされたということは一応了解いたします。従って、総理が来ても来なくてもけっこうですから……。

○委員(中山福蔵君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(中山福蔵君) それでは速記を起して下さい。
それでは、本案の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(中山福蔵君) 次に道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。順次御発言を願います。

○田中一君 国土開発縦貫自動車道は有料ですか、無料ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 国土開発縦貫自動車道は、北海道から鹿児島まであるわけでございまして。このうち有料で実施しなければならぬと考えております部分もございまして、しかし全線にわたって有料ということは考えておりませんが、中には無料で実施すべきものがある、かように考えておるわけでございまして。

○田中一君 どうも無料公開の原則というものは、財政計画の変更から非常に重要な道路というものは有料道路にならないという考え方は、まああまり好ましくないと思つております。ことに観光道路とか何とかがいふものはまだこれはいいとしても、重大な交通、産業開発といふような点から見ると、この道路は、どうも道路公開の施行になり、従って有料道路になるという傾向は好ましくないと思つております。

○政府委員(富樫凱一君) ここ数年間に考えられます高速自動車国道が、お

そらく東京―神戸というふうなことになるかと考えております。ここ数年の間は道路整備の費用も一般の財源で自動車国道をまかなうということは考えられませんが、この部分につきましては有料道路と考えるければならぬと思つております。しかし高速国道がだんだん北あるいは南に延びるといふことになりまして、これは必ずしも有料道路として適当な所ばかりではないのでありますから、こういう部分につきましては補助金を相当額入れるなり、あるいは無料公開の高速自動車国道にするといふ考え方で実施いたさなければならぬと考えております。

○田中一君 これはむろん営利的な目的でもって道路を作るという場合に、これは例の十国峠のようなものはやはり自動車専用的高速自動車道路として指定をするわけでですか。

○政府委員(富樫凱一君) 有料道路のはかに一般自動車道があるわけでございまして、十国峠の道路は一般自動車道であるわけでございまして。これは道路運送法に基くものでございまして、こういう道路もだんだんにできて参ることと思ひますが、これはこの法律によつてではなくて、道路運送法によつて実施されることになるわけでござい

○岩沢忠彦君 この高速道路の網は事前に設定するものであると思つておりますが、今の答弁によると、大体高速自動車国道というものは有料道路かあるいは無料公開で国の方でやるか、こういうふうな場合に、網は設定してあるときに、たとえば私企業でそれに並行的なものとか、あるいはその線にちよ

議會でこれを鉄道の路線の認可をする場合と同じような方法で民間の出願を処理させると、こういう方法でもっていくのですか。

○政府委員(富樫凱一君) 高速自動車国道の予定路線をきめます際には、一般自動車道との調整を考慮してきめることになっておるわけでございます。従いまして、一般自動車道によるものが現実には考えられておる所は高速自動車国道の予定路線からははずすわけになるのでございませぬけれども、高速自動車国道の幹線になる部分は私企業には無理ではないかと考えておられます。ただ枝線等で私企業に実施させるのが適当であるというものがあつた場合には、その部分を予定路線からははずすという考え方をしております。また予定路線としてきまりましたものでも、將來それが高速自動車国道として適当でないかと判断された場合には、変更いたしました予定路線からははずすということも考えられております。

○岩沢忠恭君 今の答弁によると、どうも高速自動車というものに非常に重点を置いて、それが常に固なりあるいは公団でやるという方針でおるのだけれども、しかしこの高速道路というものは時代の要求によつてできるだけ早く全国的に敷設するという趣旨からすれば、固もやるし、あるいは公団もやるし、あるいはまたその路線を固が一般民間に開放してできるだけ早くやらせると、こういう方針を立てなければどうもおかしいかと思ふ。今とにかくそういうようなものはどうも第二義的に考える、私企業に対する出願については第二義的に考える、こういう考え方は改めたらどう

かと思ふのですが、どうです。

○政府委員(富樫凱一君) 申されました通りと考へます。一般自動車道もあわせて全体の道路網の整備をすべきものと考へるわけでございませぬが、予定路線といふものがきまつて参りますと、この予定路線を建設に移さなければならぬわけでございませぬ。で、予定路線といふものを全国一べんにこれをきめるということとはなかなか困難と思ふわけでございませぬが、予定路線にならない前でありませぬ、私企業がこれを実施して差しつかえないわけでございませぬ。ただその私企業を第二義的に考へておるということでございますが、実は高速自動車国道の幹線になるようなものは、管理者が途中でかわるといふようなことは不便でございませぬ。さきに申し上げたように幹線については私企業はとらないという方針であることを申し上げたわけであります。一つには予定路線のきめ方、それから予定路線も建設に着手しなければならぬ分からは参りますので、その辺の調整は可能であらうと考へておるわけでございませぬ。

○岩沢忠恭君 そうすると、この高速自動車国道というものは、路線選定については審議会にかけるとはもちろんだが、この法律になつておるのですが、路線は全国的な網でなくて、ただ必要なところだけをきまつて一本一本やる、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(富樫凱一君) 先ほど申し上げましたことで多少足りない点もあらうかと思ひますけれども、全国一度に予定路線をきめることは非常に困難であらうというのを申し上げたのでございませぬが、といって一本ずつき

めようという考えでもございませぬ。と申しますのは、高速自動車国道はやはり道路網の整備として考へられるべきものでありますから、ある程度の延長と面積を考へなければならぬと思ふわけでございませぬ。ただそれが全国一べんに予定路線をきめてしまふかといふことになると、それは非常に困難であらうという考へ方でございませぬ。

○岩沢忠恭君 そこで措置法によると大体公団でやらすというのが原則になつておるのですが、なつておるけれども、その公団のやり方というものは、きまらぬ公団の人がいないから何とせよせよせよ何十年來内務省、建設省以來から建設省に於ける地建の建設力といふものをほとんど利用しないという傾向があるのですが、この点は監督官庁である建設省が公団に対する建設省の地建の建設力をどういふふうにも利用するか、あるいは利用しなくても公団の独自の裁量によつて、大筋とかあるいは業者によつて建設をやらそう、こういうような点の考へはどうなんでしょうか。

○政府委員(富樫凱一君) 公団は地方建設局の建設力を利用してやつておるのでございませぬが、ただ地方建設局といたしましては、余力のある場合にはその委託を受けられるわけであります。従つてその建設力は公団に対しては相当制限されることになるわけでございませぬ。ただ公団の力を増すために建設省としても十分に人事等においても考慮をいたしておりまして、できる限りの配慮をいたしておるわけでございませぬ。

○委員長(中山福藏君) はかに御質問

ありませんか。——御質問なければ、これはこの程度にとどめます。

○委員長(中山福藏君) この際、建築基準法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のおありの方は順次御発言を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 政令で定める建築物といふことでございませぬが、これは道路の上空に設けられる通路である建築物といふふうには考へておりますが、単に道路である建築物といふことのみでは少し幅が広過ぎるんじゃないかと、この法律の頭から除外されるものが公益上必要なものといふことになつておりますので、次の段階におきましては、やはりある程度の公益性を持つたものといふふうには考へておりました。その意味で、通路でありまして、そのうち少し限定して参りました考へて、お手元に差し上げましたような案を考へておるのであります。

この案にありませぬように、三つのグループに考へておりますが、一つは学校、病院等の建築物に設けまして、生徒とか患者等の通行上の危険を防止するためのものと、もう一つは多数の人

が通行するものであるか、あるいは多量の物品を輸送する工場等の場合を考へておりますが、そういうもので、しかも道路の交通の緩和に寄与するもの。第三といたしましては、建築物に設ける避難施設に該当するようなものといふふうには考へておりました。

○田中一君 これに対して道路局長は道路行政の面からどういふ割り切りをしておるか、それを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 道路の上空を通路が占用するという場合でございますが、この道路の占用につきましても、交通に支障がなければ占用を許してよろしいという考へ方に立つておられます。今回の建築基準法の改正でも道路の上空を横断し、また縦断する通路ができるようになっておるわけでございませぬが、道路の面から考へますと、この占用によつて交通に支障がなければ、かような通路は許可して差しつかえないもの、というふうには考へておるわけでございませぬ。

○田中一君 横断はわかりましたが、縦断の場合はどういふ形で実施をする意向ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 縦断の場合につきましましては、建築物から道路に出で参ります建築物といふのは、この横断の場合は道路を全部横断してつながられる場合があるわけでございませぬけれども、縦断の場合につきましましては、幅はそうたくさんは出ないものと思ひますのであります。また出ましてそれが道路の交通に支障を及ぼすようなものであれば、それは適当でないと考へるわけでございませぬが、道路に支障を及ぼさない範囲でありませぬれば、建築物

が通行するものであるか、あるいは多量の物品を輸送する工場等の場合を考へておりますが、そういうもので、しかも道路の交通の緩和に寄与するもの。第三といたしましては、建築物に設ける避難施設に該当するようなものといふふうには考へておりました。

○田中一君 これに対して道路局長は道路行政の面からどういふ割り切りをしておるか、それを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 道路の上空を通路が占用するという場合でございますが、この道路の占用につきましても、交通に支障がなければ占用を許してよろしいという考へ方に立つておられます。今回の建築基準法の改正でも道路の上空を横断し、また縦断する通路ができるようになっておるわけでございませぬが、道路の面から考へますと、この占用によつて交通に支障がなければ、かような通路は許可して差しつかえないもの、というふうには考へておるわけでございませぬ。

○田中一君 横断はわかりましたが、縦断の場合はどういふ形で実施をする意向ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 縦断の場合につきましましては、建築物から道路に出で参ります建築物といふのは、この横断の場合は道路を全部横断してつながられる場合があるわけでございませぬけれども、縦断の場合につきましましては、幅はそうたくさんは出ないものと思ひますのであります。また出ましてそれが道路の交通に支障を及ぼすようなものであれば、それは適当でないと考へるわけでございませぬが、道路に支障を及ぼさない範囲でありませぬれば、建築物

が通行するものであるか、あるいは多量の物品を輸送する工場等の場合を考へておりますが、そういうもので、しかも道路の交通の緩和に寄与するもの。第三といたしましては、建築物に設ける避難施設に該当するようなものといふふうには考へておりました。

○田中一君 これに対して道路局長は道路行政の面からどういふ割り切りをしておるか、それを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 道路の上空を通路が占用するという場合でございますが、この道路の占用につきましても、交通に支障がなければ占用を許してよろしいという考へ方に立つておられます。今回の建築基準法の改正でも道路の上空を横断し、また縦断する通路ができるようになっておるわけでございませぬが、道路の面から考へますと、この占用によつて交通に支障がなければ、かような通路は許可して差しつかえないもの、というふうには考へておるわけでございませぬ。

○田中一君 横断はわかりましたが、縦断の場合はどういふ形で実施をする意向ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 縦断の場合につきましましては、建築物から道路に出で参ります建築物といふのは、この横断の場合は道路を全部横断してつながられる場合があるわけでございませぬけれども、縦断の場合につきましましては、幅はそうたくさんは出ないものと思ひますのであります。また出ましてそれが道路の交通に支障を及ぼすようなものであれば、それは適当でないと考へるわけでございませぬが、道路に支障を及ぼさない範囲でありませぬれば、建築物

が通行するものであるか、あるいは多量の物品を輸送する工場等の場合を考へておりますが、そういうもので、しかも道路の交通の緩和に寄与するもの。第三といたしましては、建築物に設ける避難施設に該当するようなものといふふうには考へておりました。

○田中一君 これに対して道路局長は道路行政の面からどういふ割り切りをしておるか、それを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 道路の上空を通路が占用するという場合でございますが、この道路の占用につきましても、交通に支障がなければ占用を許してよろしいという考へ方に立つておられます。今回の建築基準法の改正でも道路の上空を横断し、また縦断する通路ができるようになっておるわけでございませぬが、道路の面から考へますと、この占用によつて交通に支障がなければ、かような通路は許可して差しつかえないもの、というふうには考へておるわけでございませぬ。

○田中一君 横断はわかりましたが、縦断の場合はどういふ形で実施をする意向ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 縦断の場合につきましましては、建築物から道路に出で参ります建築物といふのは、この横断の場合は道路を全部横断してつながられる場合があるわけでございませぬけれども、縦断の場合につきましましては、幅はそうたくさんは出ないものと思ひますのであります。また出ましてそれが道路の交通に支障を及ぼすようなものであれば、それは適当でないと考へるわけでございませぬが、道路に支障を及ぼさない範囲でありませぬれば、建築物

が通行するものであるか、あるいは多量の物品を輸送する工場等の場合を考へておりますが、そういうもので、しかも道路の交通の緩和に寄与するもの。第三といたしましては、建築物に設ける避難施設に該当するようなものといふふうには考へておりました。

○田中一君 これに対して道路局長は道路行政の面からどういふ割り切りをしておるか、それを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(富樫凱一君) 道路の上空を通路が占用するという場合でございますが、この道路の占用につきましても、交通に支障がなければ占用を許してよろしいという考へ方に立つておられます。今回の建築基準法の改正でも道路の上空を横断し、また縦断する通路ができるようになっておるわけでございませぬが、道路の面から考へますと、この占用によつて交通に支障がなければ、かような通路は許可して差しつかえないもの、というふうには考へておるわけでございませぬ。

○田中一君 横断はわかりましたが、縦断の場合はどういふ形で実施をする意向ですか。

○政府委員(富樫凱一君) 縦断の場合につきましましては、建築物から道路に出で参ります建築物といふのは、この横断の場合は道路を全部横断してつながられる場合があるわけでございませぬけれども、縦断の場合につきましましては、幅はそうたくさんは出ないものと思ひますのであります。また出ましてそれが道路の交通に支障を及ぼすようなものであれば、それは適当でないと考へるわけでございませぬが、道路に支障を及ぼさない範囲でありませぬれば、建築物

から出まして道路を縦断して通路ができて、その上にまた屋根がかかるというものと考へておるわけでございます。

○田中一君 たとえば、私は東北の方ですが、東北の方ですと、雁木とか、こみせとかいう積ったときの通路がございませぬ。こういうものは全部を車道と歩道の間に柱を建てて、屋根を建てて道路にしておくというのですけれども、今度これを縦貫する通路という見方をしますと、これは構造上どういうような形のものを行行令の一部改正でもって実施するかと、いう点なんです、御承知のように通断で、道路局、住宅局、それから警察庁、消防庁等がともに各商業区域の道路の上アーケードを作っておるということも通断でそれを御承認になっておることに聞いておきます。そこで今度、やはり歩道上に建築物をもって通路として、二階にも三階にもその通路とする部分を確認することにいたしますと、構造の面からいってどういふ形になるか。それからたとえば五メートルの歩道の場合には可能な範囲は何メートルなのかという点です、柱が立っていないのかどうか。柱は、無論もし五メートルの中で二メートル半ということがあるならば、柱が立っていないらじやまずから道路にできません。車道と歩道の間までその建築物を許すのかどうかという点についてはどの程度の基準を考へておるか。これはまあ住宅局の方で技術的に考へられる程度ということになるでしょうけれども、その程度はどんなものでしょうか。

○政府委員(富樫凱一君) お話にございました東北の雁木のようなものでございますが、今度の基準法の改正がございませぬ。

す、あの雁木の屋根が通路になつて、その上にまた屋根がかかるというようなものが考へられるわけでございます。もつとも通路として必要な構造上の基準が定められなければならぬわけでございますが、そういうものが、要するに二階建の雁木のようなものができていることにならうと思つておるわけでございます。またお話にございました程度出せるかという問題でございますが、これは建築の方の問題になつて、これは建築の方の問題になつて、と思つておるわけですが、道路の方といたしましては、途中で柱が出るような場合は、これはいけません、車道と歩道の間に立つ柱などは、その土地々々の交通の状況によつて判断してきめらるべきものと思つております。

○田中一君 縦断する歩道上の通路は、区域としてはどういふところに認めようとする考へですか。

○政府委員(富樫凱一君) 御質問の趣旨をはつきりのみ込んでおられないかもしませんが、区域として特に限定いたしません、交通上の支障の有無にその限定を置きたいと考へておるわけでございます。

○田中一君 たとえば土地区画整理法で区画整理を施行する場合などは非常に減歩率が減るわけですね。どうしてな場合があるのです。こういう場合にそれを通路ということになっておるわけですので、道路法上それが事務所または店舗または住宅というふうな見方はしなくないでしょうか、そういうものが許されずと、減歩率が減るから区画整理も推進する、進捗するといふようなことが考へられるわけなんです。そこでこれは今計画局長が

来ておられませんけれども、そういう点から見ても、私は常に長い間この問題は主張を続けてきたのですが、幸い横断、縦断両面に日本の狭い国土を立体化し、そして有効に利用しようという点については、望ましいことであると思つておるのです。そこで施行令の改正をして、やはり指定区域というものを、たとえば商業地域であるとか、住宅地域であるとか、工業地域であるとかいうもので限定しないで、その必要に応じてどこでも許可する、あるいはどこでも許可しないというふうなことが考へられると思つておるのですが、その点について計画局長がいれば計画局長の意見も聞きたいと思つておるのです。どういふ形になるかを一つ説明してほしいと思つておる。これは住宅局の方の分野になるかもしれませんけれども、どの程度のものかを許可するか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 先ほど道路局長から申し上げましたように、別に地域は限定して考へておりません。ただおのずからそういうケースが多く出るであろうと予想される地域と申しますか、地区と申しますか、そういうことは考へられると思つておる。一つのは例示的なお話でございますが、従来のアーケードにつきましても、これは取扱ひ通達でございまして、商業地城内の準防火地域に認めるのを原則といたしまして、そういうふうにおつておる。ただこの場合は、そういうふうな地域、地区を限定しないで、その地元側の要望を聞きまして、それがこの法律の趣旨に適合するものであれば認めて参りたといふふうな考へております。お話の縦断の通路につきましても、実際問題として、やはり土地区画整理等

で減歩される地区の、しかも繁華街に相当するような場所、あるいは一般にはやはり商業地域の相当商店が連綿しておるような場所につきましても、その例が多くなるのはなからうかといふように考へております。

○田中一君 ちろんこれは耐火構造でなくてはならぬといふことは限定されておるわけですが、

○政府委員(鬼丸勝之君) 許可の方針といたしましては、木造の建物をつなぐものは認めないという考へ方でございます。従いまして耐火構造の建物相互をつなぐ場合には、もちろん通路も耐火構造にする。その他いわゆる耐火構造でなくとも簡易耐火建築物の場合には、やはり通路も少くとも不燃構造にするといふふうな許可の方針として考へて参りたいといふように考へております。

○田中一君 それからもう一つ。ちろん歩道の上部だけに限るのでなくて、車道と歩道の区別のない道路に対しては、どういふ考へを持っておるのか。

○政府委員(富樫凱一君) 歩車道の区別のない道路についてでございますが、法的には可能でございますけれども、これはしかしそういうものができると、道路の交通に支障を与えるといふことが非常に多くあると思つておる。そういう面から検討いたしますれば、歩車道の区別のない道路には、実際問題として非常に少ないことにならうかと考へております。

○石井桂君 閑連して。今私、田中さんの質問のことでわからなくなつたので、この提出された原案は横断の場合を予想して改正されたように思つ

たのですが、今の田中さんの御質問を聞いてみますと、建築物で下が通路になる場合、あるいは上が通路になる場合には、敷地から道路に突出して、道路の線に平行して通路ができるようなことを含まれておると、そうすると非常に便利にはなるけれども、いわゆる昔あった建築線といふような制度はすっかり考へを放擲したということになるわけですね。そこで私は横断の場合だけを考えて今考へておつたけれども、田中さんの御質問で気がついたのですが、そうするとある場合には一メートル道路の上——道路というものは歩道も含まれた——に出る場合もあり、ある場合には三メートルも出る場合もある。つまりカンテイルにすれば構造上幾らでも出られますので、それは差しつかえないと思つておる。強度の上から、しかし、そういうことだと建築の基準というか、基準線といふものがなくなつてしまふように思つておる。これも考へられてやっておるのですか。含まれておるのですか。ちよつとわからなくなつた、その辺が……。

○政府委員(鬼丸勝之君) 石井先生の御尋ねに的確な答えになるかどうかは、ちよつと心配ですが、縦断の通路の場合には、建築物ではありますけれども、ほんとうの通路でございますから、いわば歩道の上に二重に歩道ができるというふうな考へておりました。本体の建築物はその通路に接するものが本体の建築物であると、さように考へておりますが……。

横断の場合、レオ・ケースの場合だけを予想しておたけれども、いわゆる建築物が道路に平行して廊下みたいなものがずうっとつく形を予想して、その廊下の幅がいろいろさまさまに道路の幅によって許されることになる、建築の基準というものがまた非常にこれから変わってくるんじゃないかというふうに思うのです。それらも検討されておるでしょうか。いや、局長さまの辺のお答えですね、いや、局長さまの辺はわかりにやらなければ指導課長でも……。

○政府委員(鬼丸勝之君) お尋ねの点は、具体的なケースにつきまして検討しなければならぬ点が多分にあります。で、ちよつと一がいに申し上げかねると思ひます。たとえば商店街が共同でこういう通路を歩道の上で作るといふ場合には、道路の交通その他あるいは交通量の見通し等に支障のない限り、ある程度相当長いものになるというところは考えられます。ただ法律にもありますように、周囲の環境を害するおそれがないという点で、都市計画上の観点からする考慮も十分いたさなければなりませんので、そうむやみにとつてもない長いものがどんでんできるというふうには考えておらないのでございます。

○石井桂君 そうすると、例を沼津の商店街にとりますと、あの場合にあれはたしか歩道まで道路の敷地だったと思ふのです。区画整理によって家が前に出て二階から上が出ておりますが、あの二階の前面の方を通路に、ずっと町なりにつなげました場合に、そういう形ものが今度東京とか大阪とかか神戸、そういう所に現われることを

予想してもいいかどうかということですね。

○説明員(小宮賢一君) たいだいまの沼津の例でございますが、沼津の場合は現在車道に使われておりますところだけが建築基準法にいう道路でございます。通れるようになっております。

いづゆるアーケードの部分は道路敷地外の土地なんです。今度の改正によって予想されますようなものは沼津の場合のように、下が通路で上が建築物の一部、住宅等の一部、店舗になっておりますものでなしに、歩道の上にもう一枚歩道がある。それに接してつまりほんとうの建物の敷地の上に二階がありまして、その二階が二重の歩道に面しておつて、それを使うというふうなものを予想しておられて、沼津のような例は考えていないわけでありませう。

○石井桂君 実は建設省から「建築基準法第四十四条第一項但書の規定に基き政令で定める予定の建築物」と、こういう資料をいたさきまして、それが道路の上空を横断する通路という資料になつておるのです。それで今の問題になつておるのです。だから今田中さんの御質問で知恵をつけられたことになつたのだが、横断の場合はこまかくいろいろな考えを資料としてお出し願つたのですが、縦断の場合は突如として質問によって私が気がついたものですから、これをも含めて立案しておるとすれば、それは建設省いささか親切味が欠けておるのではないかと思ふのです。田中さんの御質問で応用的に、臨機応変に答えられたのなら了承いたします。それだけ伏せて資料を出されたならば、少しずるいやり

方ではないかと思ふのだが、その辺どうなんですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 実は石井先生のお手元にも最新の資料としてお配りしたと思ひますが、もしお手元に届いておらなければ私どもの手落ちで、はなはだ申しわけないと思ひます。実は立案の過程におきましては、当初横断ということになるべく限定したという気持でそういうことを考えた時期がありまして、その後縦断も含めるべきではないかというように事務当局といたしましては考えまして、だいぶ前に縦断も含めたものとして案をまとめたのでございます。従いまして、先般これが最初の御質疑の際ですか、私単に道路の上空に設けるということ御説明申し上げましたのはそういう意味でありませうから、一つ御了承願ひたいと思ひます。

○斎藤昇君 たいだいま道路の上空の縦断道路のことが問題になっておりますが、これは消防の方ともよくお打ち合せになつて、ことに具体的な場合は防火上の点をよく注意していただきたいと思ひます。上空に長い通路ができたから防火上非常に支障をきたすのじゃないか。従つて大体われわれの考えとしてそう長いものが、具体的な場合に防火上の点を特に注意して、許可に当たつては留意せられるようにお願いしたいと思ひます。それについてはどう御意見ですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) たいだいまの齋藤先生の御質問並びに御意見は、まことにこまごまでもございまして、縦断の通路はもちろん横断のものにいたしまして、それが許可に当りまして

は、消防長または消防署長、それから警察署長及び道路管理者等と十分協議いたしまして、その意見の一致をみた上で処置をいたしたい、かように考へておられます。従いまして、たとえば具体的な消防用は自動車等の活動が妨げられるとか、あるいは消防活動に支障を来たすような場合にはこれを許可しない、かように考へておる次第でございます。なほ通路自身の構造も先ほど申し上げましたように、耐火構造か少くとも不燃構造にいたしたい、かように考へておられます。

○田中一君 この第三の問題ですが、道路占用を許す場合の事例と申しますか、どういふ場合を想定したらよろしいのですか。たとえばこれは土地区画整理があるという場合もこれに該当するものだと考へられるのですが、そういう点はどうですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) たいだいまお尋ねの仮設店舗等に道路を占用させることを認めるケースといたしましては、お話のように土地区画整理の場合、あるいは道路を拡張するような場合、あるいは従来の店舗等が木造のものであります場合にこれを建てかえる、先般成立いたしました中高層耐火建築物の融資等に關連いたしました、建てかえるというような場合に考へられるケースであると考へます。

○田中一君 私はどういふ方法があるのが望ましいと思つておつたのです。が、ようやくそれが実現して、おそれる中小企業者は新しい道が開かれると思ふのです。従つて改造の場合にしても、強制によるもの以外の場合でも、こういうふうに考へますと、生活が安定いたしますし、望ましいものである

うと考へておるので。

そこで今提案されておりますこの三つの法律案に、施行令等を改正しなければならぬ点もたくさんあると思ふのですが、実施は大体どういふことに……、この法律で公布するのはいつごろ公布するつもりでおりますか。

○政府委員(富樫凱一君) 道路法施行令の公布は、建築基準法の改正が成立いたしましたときに公布したいと思ひます。

○田中一君 基準法はいつごろから公布しますか、改正されたものは。

○政府委員(鬼丸勝之君) なお公布の日取りにつきましては、今はつきり何日ということをお申し上げかねますが、国会で成立いたしましたら、できるだけ早く公布いたしまして、施行されるように計らいたして思つております。

すでに基準法関係の政令等も準備いたしまして、近日中に案を確定いたしたいと思つておられますので、なるべく早く公布していただきたい、かように考へておられます。

○委員長(中山福蔵君) ちよつと私からお尋ねしておきますが、「商業地域内」といふ文字を使つてありませう、理由書に。この商業地域内というの、主観的に官庁当局が認定されるのですか、あるいはその人間の通る数かとをいろいろ勘案して、道の幅なんかもいろいろみ合せておきめになるのですか、ちよつとその点、伺つておきます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 商業地域と申しますのは、建築基準法に用途地域

といたしまして規定されておりますが、これは都市計画の施設として指定することに相なっております。で、その手続につきましては、地元側の申し出がありますと、それを地方公共団体におきまして十分検討いたしました上で案を作りまして、建設大臣が都道府県に設けられております都市計画審議会に付議いたしまして、決定するというような運びになっております。これは十分地元の意味も聴取した上で、これは決定することになっております。現在相当大都市におきましては、商業地域、住居地域、工業地域とあわせまして、指定されているような状況でございます。

○委員長(中山福藏君) 他に御発言はございませんか。
○石井桂君 ちよっと速記を……。
○委員長(中山福藏君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(中山福藏君) それでは速記を始めます。
それでは質疑を終局して御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。
討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。
御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。
本案の採決を行います。建築基準法の一部を改正する法律案を問題に供し

ます。本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(中山福藏君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第一百四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。
それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。
多数意見者署名

石井 桂 岩沢 忠泰
田中 一 石坂 豊一
稲浦 鹿藏 小山邦太郎
中野 文門 内村 清次
北 勝太郎 斎藤 昇

○委員長(中山福藏君) それでは、本日はこれで散会いたします。
午後零時二十三分散会

四月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、駐車場法案
二、自動車 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第一

目次
駐車場法案
自動車 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第一

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 駐車場整備地区(第三条)

第三章 路上駐車場(第四条―第九条)
第四章 路上駐車場(第十条―第十九条)
第五章 大規模の建築物における駐車施設の附置(第二十条)

第六章 罰則(第二十一条―第二十四条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に關し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資することとす。都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
二 路上駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

三 道路 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。
四 自動車 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第

二条第五項の自動車のうち、自動二輪車及び軽自動車以外のものをいう。
五 駐車 道路交通取締法第二十一条第一項の規定に基き政令で定める駐車をいう。

第二章 駐車場整備地区
第三条 建設大臣は、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八条第一項の商業地域内において自動車交通が著しくよくそうする地区について、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために必要があると認めるときは、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長。以下同じ)の申出に基き、都市計画法(大正八法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出をしようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。
3 建設大臣は、第一項の規定による指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国家公安委員会の意見をきかなければならない。
第三章 路上駐車場
(路上駐車場設置計画)
第四条 前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県知事は、その

駐車場整備地区につき、政令で定める基準に従い、その地区内にある路上駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に應ずるために必要な路上駐車場の配置及び規模に關する計画(駐車料金の徴収に關する計画を含む。以下「路上駐車場設置計画」という)を定め、建設大臣の承認を受けなければならない。この場合において、建設大臣は、承認をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により路上駐車場設置計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会及び關係のある道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ)の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、その旨を都道府県公安委員会及び關係のある道路管理者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、路上駐車場設置計画を変更しようとする場合及びその変更について建設大臣の承認があつた場合について適用する。
(路上駐車場の設置及び廃止)
第五条 前条第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合において、道路管理者である地方公共団体(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県(地方自

治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長。以下同じ)の申出に基き、都市計画法(大正八法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出をしようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国家公安委員会の意見をきかなければならない。

第三章 路上駐車場
(路上駐車場設置計画)
第四条 前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県知事は、その

駐車場整備地区につき、政令で定める基準に従い、その地区内にある路上駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に應ずるために必要な路上駐車場の配置及び規模に關する計画(駐車料金の徴収に關する計画を含む。以下「路上駐車場設置計画」という)を定め、建設大臣の承認を受けなければならない。この場合において、建設大臣は、承認をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その市。以下同じ。は、その路上駐車場設置計画に基いて路上駐車場を設置するものとする。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 道路管理者である地方公共団体は、駐車場整備地区内の路外駐車場が整備されるに依りて、逐次路上駐車場を廃止するものとする。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

第六条 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、前条第一項の規定により設置した路上駐車場に自動車に駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- 一 道路交通取締法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車に駐車する場合
- 二 深夜その他の自動車交通の少ない時間であつて政令で定める時間内において駐車する場合

2 前項の駐車料金の額は、駐車一時間につき五十円をこえない範囲内で政令で定める額をこえてはならない。

3 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

第七條 道路管理者である地方公共団体は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるように努めなければならない。

第八條 道路管理者は、路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2 前項に規定するものは、道路管理者である地方公共団体は、建設省令で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。(政令への委任)

第九條 この章に定めるものは、路上駐車場の設置その他路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

第十條 建設大臣は、第三条の規定により駐車場整備地区を指定した場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に應ずるために必要な路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

第十一條 路外駐車場で自動車の駐車に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(設置の届出)

第十二條 都市計画法第二条の都市計画区域内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「駐車場管理者」という)は、あらかじめ、運輸省令・建設省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、また同様とする。

(管理規程)

第十三條 駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、その業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、運輸省令・建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 路外駐車場の名称

二 駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

三 路外駐車場の供用時間に関する事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、運輸省令・建設省令で定める事項

3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六條 駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に關し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることができる。

(道路の地下等の占用)

第十七條 都市計画として決定された路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十二条又は都市公園法第七条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

(立入検査等)

第十八條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくは

その業務に係る場所の立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に關し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第十九条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していることを認めるときは、駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、駐車場管理者に対し、弁明のため自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章

大規模の建築物における駐車施設の附置 (大規模の建築物における駐車施設)

第二十條 地方公共団体は、駐車場整備地区内及びその周辺の条例で定める区域内において、延べ面積が三千平方メートル以上建築物の新築をし、又は延べ面積が三千平方メートル以上の増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2 建築基準法第三條第三項の規定は、前項の規定に基く条例の施行又は適用の際現に新築又は増築の工事中の建築物が当該条例の規定に適合しない場合について準用する。

第六章 罰則

第二十一條 第十九條第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十二條、第十三條第一項若しくは第四項又は第十四條の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の刑を科する。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐車場に自動車用の供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものを設置している者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二條及び第十三條の規定による届出をしなければならぬものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでいゝものとみなす。

3 建築基準法第三條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場(自動車の駐車に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ)又はこの法律の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十一條の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。

(道路交通取締法の一部改正) 4 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項に次のただし書を加える。

但し、駐車場法(昭和三十一年法律第 号)第二條第一号

の路上駐車場について制限を行う必要があるときは、緊急を要する場合の外、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路管理者である地方公共団体の意見をきかなければならない。

(建設省設置法の一部改正) 5 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六 駐車場法(昭和三十一年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

(土地収用法の一部改正) 6 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「一般公共の用に供する駐車場」を「駐車場法(昭和三十一年法律第 号)による路外駐車場」に改める。

(道路法の一部改正) 7 道路法の一部を次のように改正する。

付託は三月四日) 一、国土調査法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

四月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、二級国道熊本大分線改良工事施行に關する請願(第一七五二号)

一、積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に關する請願(第一七八七号)

一、東京都、千葉県成田市間日光道路の舗装工事促進に關する請願(第一八〇〇号)

第一七五二号 昭和三十一年四月一日受理

二級国道熊本大分線改良工事施行に關する請願 請願者 大分県大野郡犬飼町長 佐藤主殿

二級国道熊本大分線の維持修復については道路愛護作業等によつて努力しているが、交通量の増大と車輛の大型化は路面の損傷に拍車をかけ、到底沿道住民の奉仕作業ではその維持修復が困難であるから、本國道の重要性にかんがみその改良工事施行について善処せられたいとの請願。

第一七八七号 昭和三十一年四月四日受理

積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に關する請願 請願者 山形市旅籠町三七四山形県町村議會議長内 樋口友太

紹介議員 松澤 靖介君

山形県下の国道、県道は、他県に比べて極めて不備である上に、冬期間における積雪地帯の交通確保は、国家的にも極めて重大事であつて、文化、産業、経済面の後進性もこれら交通の至難に起因するところが極めて大きいから、国及び県は地域住民多年の宿願であるこれらの解決のため積極的対策として、除雪機械の設備、国、県道の改修整備を全額国県費で完全に実施できるように法制化を図らねばならぬとの請願。

第一八〇〇号 昭和三十二年四月四日受理

東京都、千葉県成田市間観光道路の舗装工事促進に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内

二ノ二栗林商船株式会社

社内東京―成田間観光

道路舗装促進同盟内栗

林友二外二十名

紹介議員 伊能繁次郎君 安井

謙君 鶴見 祐輔君

川口爲之助君

千葉県成田山及び三里塚は国際的観光地として既にその地位を認められているが、東京からこれに至る道路は東京、大和田間が舗装されているだけで、大和田、成田間はほとんど舗装されておらず、年々増大する交通量によつて道路は破損し晴雨ともに沿道民家のこうむる迷惑は見るに忍びないものがあるばかりでなく、観光日本使命達成のため、本道路の未舗装区間をすみやかに舗装せられたいとの請願。

昭和三十二年四月二十日印刷

昭和三十二年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局